

「幌延深地層研究期間延長容認表明に関する公開質問」への

2020年1月9日回答に対する質問について

令和2年（2020年）年2月6日

令和2年（2020年）1月28日付けのご質問に対する回答は、次のとおりです。

記

【質問1】

- ① 道民の主な意見は、「研究延長『反対』」でした。なぜ、あたかも研究推進意見が多かったかのような表現としたのか。

【回答】

- 道では、道民の皆様から確認会議を開催する際にいただいた質問等や確認会議の確認結果の説明会、メール等を通じていただいたご意見は、全て公表しているところです。いただいたご意見については、賛成、反対とは一概に申し上げられませんが、道としてはご指摘にあるような意図はありません。

【質問2】

- ① 札幌での説明会において、議会で意見書が議決された旭川での説明会開催要求がありました。その意見に対して国への意見書であるため説明会の開催を拒否しました。しかし、意見書が可決された自治体へは今後説明するとも回答していましたが、いつどのように開催するのか、あるいは開催したのか。

【回答】

- 道では、1月21日から23日の間に、幌延深地層研究計画の撤回等を求める意見書が可決された4箇所の市議会及び町議会に対し、研究計画（案）の受け入れの判断に至った道の考え方について、説明をしたところです。

【質問3】

- ① 問3にも通じるが、この回答では地元幌延町の意向を最優先したと解釈して間違いはないか。
② 道民の皆様のご意見とは、問1の回答にある「主な意見として研究を推進すべき」の意見のことですか。

【回答】

- 道として、道民の皆様のご意見や道議会での議論、地元幌延町の意向を踏まえ、判断したものです。
○ 道民の皆様のご意見とは、確認会議を開催する際にいただいたご意見や確認会議開催後の説明会、メール等を通じて、道民の皆様からいただいたご意見です。

【質問4】

- ① 回答になっていません。実施主体である原子力機構が研究期間「20年程度」で進める責任があるとのことですが、それは当たり前のことです。道民との約束よりも原子力機構の言い分を、「道民へ説明」していることが北海道への不信感へとつながります。北海道として道民と約束した「研究期間20年」をどのように守ろうとしたのか。
- ② 道は機構の責任を認めながら、現在、道としては、協定当時の知事が認識している『道民と20年の約束をした』とは、認識されていないのではありませんか。いつからそのように認識しなくなったのか、変遷した経緯をお答えください。

【回答】

- 道では、これまで計画が三者協定に則り、20年の研究スケジュールに概ね沿って進められていることや、研究終了までの工程に関する考え方、研究は概ね順調との報告を確認してきたところです。
- しかしながら、機構は昨年3月末までの外部専門家による評価などを踏まえ検討した結果、引き続き研究開発が必要とし、8月に道と幌延町に対し、研究期間延長の申し入れたものでありますが、突然の延長の申し入れとなったことは、道民からの信頼を損ないかねないものであったと考えており、その旨を知事から機構理事長に対して、強く指摘したところです。
- 研究計画（案）については、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは研究期間の延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあったところです。
- このため、道では、確認会議や機構理事長との面談などを通じて、機構は研究計画を進めるにあたって三者協定を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、機構は研究の実施主体として責任をもってこの研究計画（案）に即して研究を進めること、機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、研究期間の延長により、なし崩し的に最終処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。
- 以上を踏まえ、道としては、この研究計画（案）は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、専門有識者を加えた確認会議を開催し、研究が協定に則り計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表していくことにより、道民の皆様の不安や懸念をできるだけ小さくしていけるよう取り組む考えです。

【質問5】

- ① 理事長は令和2年度以降の研究期間を、現在の第3期中長期目標期間の残り2年と想定される第4期中長期目標の期間を7年として、その期間が9年になると言っているだけです。研究を9年で「終わらせる」とは一言も言っていない、あくまでも「必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組む」と言ったにすぎません。「終了できるように」では、「終了できないこともあり得る」とも読めます。しかも、今後毎年開催するとしている確認会議の中で、研究が順調に進んでいないとされた場合、結局、何も担保になるものがないと言わざるを得ません。「9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと考えています」と答えたのは、何が実質の担保ですか。

【回答】

- 道としては、原子力機構理事長が知事との面談において、令和2年度以降の研究期間は9年間であり、その期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むと明言したことや、道としても、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているか確認することにより、「研究計画(案)」については、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと考えています。